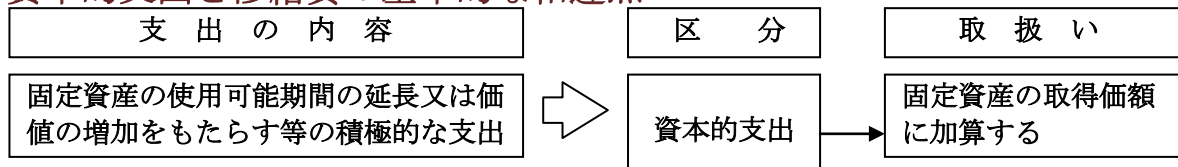


資本的支出と修繕費について

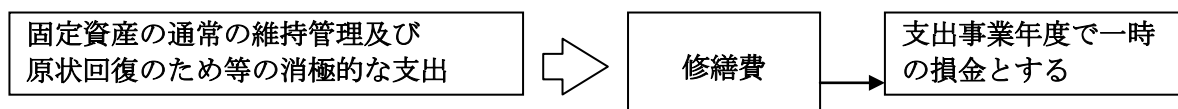
固定資産の修理・改良等のために支出した金額は、減価償却の方法により償却される資本的支出と、その支出事業年度で一時的損金とされる修繕費に区分されます。

資本的支出と修繕費の基本的な相違点



例

- ・建物に避難階段を取り付けた場合
- ・用途変更のために模様替えや改装をした場合
- ・機械の部品等を特に品質、性能の高いものに取り換えた場合



例

- ・旧資材を70%以上使用して建物を移築した場合
- ・機械等を移設した場合(集中生産の場合の移設は除きます。)
- ・地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために地盛りをした場合(土地の取得直後の地盛り等は除きます。)
- ・地盤沈下により床上げした場合(明らかに改良と認められる部分は除きます。)
- ・水はけを良くするために砂利等を敷設した場合
- ・被災資産について現状を回復した場合

資本的支出となる金額の計算は、使用可能期間を延長させる場合と価値を増加させる場合とに応じて計算します。

(1) 使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

＜算式＞

$$\text{（支出金額）} \times \frac{\text{（支出後の使用可能年数）} - \text{（支出しなかった場合の残存使用可能年数）}}{\text{（支出後の使用可能年数）}} = \text{資本的支出の金額}$$

(2) 価値を増加させる部分に対応する金額

＜算式＞

$$\text{（支出後の時価）} - \text{（通常の管理又は修理をしていた場合の時価）} = \text{資本的支出の金額}$$

なお、支出の効果が両方に及ぶ場合は、いずれが多い金額を資本的支出の額とします。

資本的支出と修繕費の形式的区分基準

資本的支出か修繕費かの判定は、実務上は非常に難しいことから、一定の形式基準によってそれを区分している場合にはその区分による処理が認められています。

修理改良等の
ための支出金額

⇒ YES

→ NO

災害に伴って
支出したのか

原状回復又は被
災前の効用を維
持するためのもの
か

20万円未満か

周期がおおむね
3年以内か

明らかに価値を高
めるもの又は耐久
性を増すものか

通常の維持管
理のためのもの
か

き損したものを原
状に回復するため
のものか

60万円未満又は
前期末取得価額
の10%以下か

割合区分による方
法を採用している
か

70%相当額

30%相当額

支出金額－
修繕費(A)

割合区分による方
法を採用している
か

1. 支出合計の30%
2. 前期末取得価額の10%
※1. 2のいずれか少ない金
額(A)

実質により判定
する

資本的支出

資本的支出か

修繕費